

開発行為等における自治会同意に関する役員会内規

(総 則)

第1条 この内規は、すみれ野自治会規約第51条に従い、都市計画法第29条の規定による許可を要する開発行為等における自治会の同意に関する条件を定めるものである。

(同意条件)

第2条 開発行為等において同意を求められた場合、条件をすべて満足する必要がある。

種別	条件
都市計画法第29条の規定による許可を要する開発行為	①建設中および建設後の振動、騒音、日照、電波障害、交通安全等の影響が生じる可能性がある住民への説明の上、同意を求める。 ※少なくとも対象地の境界から10m以内を目安に居住する住民全員の同意書の提出を求める。他の自治会に隣接している場合は、当該自治会の同意も求める。 ②すみれ野自治会規約規定の開発協力金の支払い ③すみれ野自治会への加入（集合住宅の場合は全戸数分） ④「【別紙】工事等におけるお願い」に対する遵守誓約書
上記開発行為に該当しない集合住宅・施設等の建設	上記、都市計画法第29条の規定による許可を要する開発行為の条件に準ずる。

(内規の変更)

第3条 本内規の変更については、過半数の役員の同意が必要となる。

付則

この内規は、令和4年4月17日から施行する。

【別紙】

工事等におけるお願い

すみれ野自治会

工事等の実施にあたり、以下を必ずお守りください。

1. 法令の遵守

道路交通法をはじめとする各種法令を遵守してください。工事車両・営業車等による道路交通法違反（駐車禁止・駐停車禁止の違反、消火栓・消火ホース格納庫周辺の駐車、二重駐車等）は厳禁です。工事にあたって必要な駐車場はあらかじめ確保してください。一時的であれ道路を占有する場合は、道路管理者から然るべき許可を得てください。

2. 説明並びに安全対策の実施

通行の制限や道路を占有する工事、通行時の安全確保が必要な工事等を行う場合、あらかじめ影響が生じる住民に対して説明の上、合意を得てください。工事実施時は適切な安全対策並びに誘導員を必ず設置してください。

3. 深夜・早朝並びに休日の工事の禁止

深夜・早朝並びに休日に騒音や振動等を生ずる工事は行わないでください。

4. 清掃の実施並びに工事関係者のマナー確保

道路等の清掃は必ず実施してください。路上や住宅地内でのゴミ・空き缶等の放置、私有地内への無断侵入等は厳禁です。コンクリートを含む液体や塗料等を溝・水路等に投棄する行為も厳禁です。

5. 現状復旧

工事に伴い一時的に移設や取り外す設備（自治会設置の防犯灯・安全対策設備等、市設置のカーブミラー等安全設備）がある場合、必ず事前に自治会と協議してください。工事後は必ず工事実施者の費用にて現状復旧または協議結果に従った対応をしてください。

6. 住民向け説明会の開催

すみれ野自治会会長からの要請があった場合、速やかに住民向け説明会を開催してください。

上記についていずれかが遵守できない場合は、同意はできません。事後判明した場合は、同意後であっても遡及して同意を取り消します。合わせて、同一事業者または関係者とみなす者に対しても以後同意しない場合があります。ご留意願います。

以上

【別紙】

「開発行為等における自治会同意に関する役員会内規」に関するチェックシート

本チェックシートは自治会同意を求める者が記入する。自治会同意にあたっては、本チェックシートのチェック項目をすべて満たすことを前提とする。

条件	提出物等	チェック項目
①建設中および建設後の振動、騒音、日照、電波障害、交通安全等の影響が生じる可能性がある住民への説明と同意	建設中および建設後の振動、騒音、日照、電波障害、交通安全等の影響が生じる可能性がある住民全員の同意書	
	対象地の境界から10m以内に居住する住民全員の同意書	
	他の自治会に隣接している場合は、当該自治会の同意書（※1）	
②すみれ野自治会規約規定の開発協力金の支払い	開発協力金の入金（※2）	
③すみれ野自治会への加入（集合住宅の場合は全戸数分）	入会申込書の提出	
	入会協力金の入金（※2）	
	覚書の提出	
④「【別紙】工事等における遵守事項」に対する遵守誓約書	誓約書の提出	

（※1）該当なしの場合は、該当なしと記載すること。

（※2）会計が確認を行う。

【同意要望者の連絡先】

社名・部署名：
氏名：
連絡先電話番号：
住所：

【すみれ野自治会確認者欄】

班長	組長	事務局長	会計	副会長	会長

(サンプル)

覚書

すみれ野自治会（以下「甲」という。）と管理会社●●●●株式会社（以下「乙」という。）とは、物件名●●●●（以下「本物件」という。）の入居契約者に対する自治会費の取り扱いに関し、次の通り合意した。

第1条 本物件の自治会費は、月額300円（1戸あたり）とする。

第2条 乙は、令和●年●月●日から、本物件入居契約者より前条の自治会費を集金するものとする。

第3条 乙は、自治会費を、毎年、4月から9月分については9月末までに、10月から3月分については3月末までに甲に支払うものとする。

第4条 前条の自治会費は、次の口座に支払うものとする。なお、振り込みに要する費用は乙の負担とする。

銀行名 奈良県農業協同組合 かしば支店
種類 普通一般 口座番号 0042336
名義 すみれ野自治会 代表 ●●●●
(スマレノジチカイ ダイヒョウ ●●●● ●●●●)

第5条 自治会費に関わる事項として、乙にあっては本物件の管理形態等に変更がある場合は、また、甲にあっては自治会長氏名または第4条の振込口座等に変更がある場合は、相手方に文書によりその旨の通知をしなければならない。

第6条 甲および乙は、本覚書に定めがない事項については、民法その他の法令および慣行に従い、誠意を持って協議、解決するものとする。

本覚書交換の証として本書2通を作成し、甲乙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 住所

氏名 _____ 印

連絡先

乙 住所

氏名 _____ 印

連絡先

<不動産の表示>

所在地：奈良県香芝市すみれ野●丁目●番地●

物件名：●●●●

構造等：木造造 ●階建 ●棟 ●戸

(サンプル)

覚書

すみれ野自治会（以下「甲」という。）と貸主 ●●●●（以下「乙」という。）と管理会社 ●●●●株式会社（以下「丙」という。）とは、物件名●●●●（以下「本物件」という。）の入居契約者に対する自治会費の取り扱いに関し、次の通り合意した。

第1条 本物件の自治会費は、月額300円（1戸あたり）とする。

第2条 乙は、令和●年●月●日から、本物件入居契約者より前条の自治会費を集金し、甲に対して当該受領分を支払うものとする。

第3条 前条第2条について、本物件入居契約者より自治会費を集金することについては、乙が丙に集金管理を委任しているため、本物件入居契約者からは丙が集金をしてから、丙が乙に送金することとする。

第4条 乙は、自治会費を、毎年、4月から9月分については9月末までに、10月から3月分については3月末までに甲に支払うものとする。

第5条 前条の自治会費は、次の口座に支払うものとする。なお、振り込みに要する費用は乙の負担とする。

銀行名 奈良県農業協同組合 かしば支店
種類 普通一般 口座番号 0042336
名義 すみれ野自治会 代表 ●●●●
(スマイレノジチカイ ダイヒョウ ●●●● ●●●●)

第6条 自治会費に関わる事項として、乙にあっては本物件の管理形態等に変更がある場合は、また、甲にあっては自治会長氏名または第5条の振込口座等に変更がある場合は、相手方に文書によりその旨の通知をしなければならない。

第7条 甲および乙、丙は、本覚書に定めがない事項については、民法その他の法令および慣行に従い、誠意を持って協議、解決するものとする。

本覚書交換の証として本書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲	住所 氏名 連絡先	印
乙	住所 氏名 連絡先	印
丙	住所 氏名 連絡先	印

<不動産の表示>

所在地：奈良県香芝市すみれ野●丁目●番地●

物件名：●●●●

構造等：木造造 ●階建 ●棟 ●戸